

令和4年度第1回石狩市手話基本条例推進懇話会議事録

日 時：令和4年7月4日（月）13：30～15：00

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2F リハビリ室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	澤田茂明	出席	委員	玉手千晶	出席
副会長	中 和彦	出席	委員	青山 司	出席
委員	杉本五郎	出席	委員	長縄勇紀	出席
委員	大室彰子	出席	委員	町田あゆみ	欠席
委員	神 由紀	出席	—	—	—

事務局	所属 氏名		所属 氏名	
	保健福祉部長 宮野透		保健福祉部障がい福祉課主査 山本健太	
	保健福祉部障がい福祉課長 高井実生子		保健福祉部障がい福祉課主事 武田奏	

傍聴者：0名

会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 保健福祉部長挨拶
- ◇ 委員自己紹介
- ◇ 本委員会について
- ◇ 会長副会長選出
- ◇ 会長挨拶
- ◇ 議事 <報告事項>
 - 1 R2-3懇話会からの提言書について
- <協議事項>
 - 2 施策の推進方針見直し後の事業展開について
- ◇ その他
- ◇ 閉会

◇開会

【事務局：高井】

これより令和4年度第1回石狩市手話基本条例推進懇話会を開催します。

会長選出まで進行させていただきます、障がい福祉課長の高井と申します。

本日はマスク着用、室内の消毒と換気、一定の距離を保つなどの感染防止対策を行い開催させていただきます

会議は最大で15時00分を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

◇保健福祉部長挨拶

【事務局：宮野】

日頃から、それぞれのお立場で本市の手話施策にご理解とご協力を賜り、また、当懇話会の委員を快くお受けいただきまして、心より感謝申し上げます。

先日、新型コロナの影響により3年ぶりの開催となった「手話フェスタ」に参加させていただきました。市内の手話関係団体の活動について知ることが出来たほか、高校生による手話を交えながらの演奏や司会など、爽やかで一生懸命な姿が印象的でした。

会場が一体となった手話コーラスを通じて、手話を更に身近に感じることができました。

今年度から、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることのない、共生社会の実現を目的とする条例の制定に向けて検討委員会を設置し、検討する運びとなりました。先月第1回の検討委員会を開催し、手話基本条例と同様に、条例のほか施策の推進方針を定めていくことを決定したところです。

今年度は、手話条例が施行されて9年目を迎えます。前期懇話会からいただいた提言書を基に、委員の皆様には、今後の手話施策等を更に推進するため、ご議論いただきたいと思いますと考えております。2年間どうぞよろしくお願い致します。

(事務局職員の自己紹介)

山本、武田の順番で自己紹介

【事務局：高井】

この他、会議の中で聴覚障がいの方の情報保障のために、石狩市の専任手話通訳者が通訳を行っています。

◇委員自己紹介

青山委員、長縄委員、中委員、杉本委員、玉手委員、神委員、大室委員、澤田委員の順番で所属と氏名の自己紹介

◇本委員会について

【事務局：山本】

本懇話会は、石狩市手話基本条例に規定されている施策の推進方針に定める施策の内容について検討し、その結果を反映させることを目的に設置されています。

委員構成は、聴覚障がい当事者団体、手話関係団体、有識者、市が行う公募に応じた方、市職員で組織しています。

任期は2年間で令和6年3月31日までとなっています。

会には、委員の互選により会長副会長を置くこととなっていますので、後ほど選出していただきます。

任期中のスケジュールについては、今年度は本日を含め3回で、今後は10月と1月を予定、来年度は2回から3回程度を予定しています。

前期懇話会から提言を受け、本年4月に施策の推進方針を見直しているため、今期の懇話会では、見直し後の施策事業の確認や更に必要な取組みなどについて、ご議論ご検討いただきたいと考えております。

市の取り決めにより、審議会にかかる会議については、必ず議事録を作成することとなっています。方法は全文と要約の二つがありますが、どちらがよろしいでしょうか。

【澤田委員】

要約がいいと思います。

== 其他のご意見がなかったので、要約に決定 ==

◇会長副会長選出

【事務局：高井】

会長と副会長を選出させていただきますが、選出方法にご意見などがございましたら、ご発言をお願いします。

【青山委員】

事務局提案はありますか。

【事務局：高井】

事務局提案というご意見がありましたので提案させていただきます。

会長には石狩市社会福祉協議会の澤田委員、副会長には北海道ろうあ連盟の中委員にお願いしたいと思います。

== 異議なしのご意見があり、会長に澤田委員、副会長に中委員を決定 ==

◇会長挨拶

【澤田会長】

私自身 2 期目となりました。前期の懇話会では、皆様から有意義なご意見をいただき、非常に良い施策の提案が出来たのではないかと考えています。懇話会の特性上、必ず言ったことが施策に反映される訳ではありません。むしろ言いつばなしで、実現不可能なことでもどこかに活かせることがあるかもしれませんので、忌憚のないご意見をいただければと思っています。

◇ 議事

＜報告事項＞ 1 R2-3懇話会からの提言書について

【澤田会長】

報告事項 1 R2-3 懇話会からの提言書について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

初めに、資料 2 をご覧ください。

こちらは、本年 3 月に令和 2 年度令和 3 年度の懇話会から石狩市に提出された提言書になります。

内容ですが、条例制定後 8 年が経過していることから、施策の推進方針を現状に合った形にすることが望ましいという理由で見直しが必要と判断し、更に推進する必要がある取組みや、北海道胆振東部地震に伴うブラックアウト、新型コロナウイルス感染症などの事態に対応する取組みが必要であるという結果となりました。

また、それらの取組みを考えるうえで、「災害時の対応」「町内会、自治会等での手話の理解促進」「聞こえない子どもや保護者への支援」「コロナ禍において必要な視点」の 4 つの視点を取り入れて具体的に検討するよう提言しております。

この 4 つの視点の具体的な施策内容は 2 ページ目に掲載してあるとおりで、「1.災害時の対応」では、「災害時の対応に関する手話出前講座」「災害時に手話で情報取得のできる体制整備」の 2 点。

「2.町内会、自治会等での手話の理解促進」では、「聞こえない人や手話についての理解促進を図る情報発信」「地域活動に参加するための情報保障」の 2 点。

「3.聞こえない子どもや保護者への支援」では、「聞こえない子どもが手話を習得できる環境整備」「保護者等が相談する際の体制整備」の 2 点。

「4.コロナ禍において必要な視点」では、「動画配信などによる周知啓発」「オンラインシステムの活用」「情報保障のあり方の検証」の 3 点が挙げられていました。

次に、資料 4 をご覧ください。

こちらは、いまお伝えした提言書の 4 つの視点とその具体的な施策内容を踏まえ令和 4 年 4 月 1 日付で一部改正を行った施策の推進方針になります。改正箇所は黄色く色づけしている箇所です。

はじめに、「1 手話の普及啓発に関する事項」の(2) 推進施策の工の項目の「町内会や自治会、」という文言で、事業所のみならず、広い範囲を対象にすることとしました。こちらは、4 つの視点のうち「2. 町内会、自治会等での手話の理解促進」が該当します。

次に、「2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」の(1) 施策の基本的方向の項目の「日常生活をはじめ、災害時や感染症の流行時などにおいても、手話による情報の取得ができる環境や」という文言で、日常生活のみならず災害時やコロナ禍も対象にすることとしました。こちらは、4 つの視点のうち「1.災害時の対応」と「4.コロナ禍において必要な視点」が該当します。

次に、(2) 推進施策のアの項目の「多様な媒体を利用した情報発信を進めていきます」という文言で、動画配信やオンラインシステムの活用を進めていくこととしました。こちらは、4 つの視点の対応項目のうち「2. 町内会、自治会等での手話の理解促進」と「4.コロナ禍において必要な視点」が該当します。

次にイの項目で、「対面による手話通訳を基本としつつ、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等「を利用」」という文言で、災害時やコロナ禍を含むすべての状況で利用することとしました。こちらは、4 つの視点のうち「1.災害時の対応」と「4. コロナ禍において必要な視点」が該当します。

次にウの項目として、「聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報の取得ができる環境づくりを進めていきます。」と追加し、聞こえない子どもや保護者への支援に対する施策を推進することとしました。こちらは、4 つの視点のうち「3.聞こえない子どもや保護者への支援」が該当します。

最後に、「3 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項」の(2) 推進施策のイの項目の「災害時や感染症の流行時などにおいても、」という文言で、日常生活のみならず災害時やコロナ禍も対象にすることとしました。こちらは、4 つの視点のうち「1.災害時の対応」と「4.コロナ禍において必要な視点」が該当します。

以上が、提言を受けて一部改正した施策の推進方針の説明となります。

これを踏まえて、資料 5 をご覧ください。

こちらは、施策の推進方針見直し後の施策事業の実施状況を一覧にまとめたものです。

施策の推進方針は、「1 手話の普及啓発に関する事項」「2 情報取得と環境づくり」「3 意思疎

通支援の拡充」の3つの項目で構成され、それぞれその下にいくつかの施策があり、1つの施策につき1つ以上の事業が存在しています。

それでは、それぞれ説明していきます。

「1 手話の普及啓発に関する事項」には、アからキまで7つの施策があります。

まず「ア 市民向け手話出前講座」では、3つの事業を実施しています。

「①町内会等での手話出前講座」には、杉本委員、大室委員、神委員に講師としてご参加いただいております。この後出てくる講座や研修会、出前授業などでも講師をお引き受けいただいております。事業内容は、手話基本条例や聞こえないことについての講義、手話の実技を学んでいただくことで、関心と理解を深めるきっかけとすることを目的としています。実施場所については、長縄委員が所属されている放課後児童クラブ、その他町内会や老人クラブなどで実施しています。なお、実績欄のとおり、令和2年度はコロナの影響で回数が減っていますが、令和3年度は社会の動き出しと比例し回数が増えてきています。

「②親子で学ぶ手話」は、前期懇話会の中で出た意見で、令和3年度よりすぐに実施させていただきました。手話出前講座の内容をベースに、家に帰ってから挨拶や名前などの手話単語を親子で取組んでいただける内容としています。令和3年度は2回の開催で11組26人にご参加いただきました。「親子で1つのことを取組めたことが新鮮で楽しかった。」と感想をいただいております。なお、本年度は8月下旬に開催を予定しています。

「③町内会回覧の活用」は、こちらも前期懇話会の中で出た意見で、令和3年度よりすぐに実施させていただきました。「①町内会等での手話出前講座」で説明したとおり、コロナの影響で集合して講座を開催できないということを考慮し、紙面による周知啓発を図りました。実績欄に記載している内容で年4回の発行を予定しています。

次に「イ 研修や学習のための教材づくり」では、「① 手話出前講座の副教材作成」を実施しています。小中学校での手話出前授業を補完する教材として、「手話でこんにちは」を小学3年生に、「手話でつながるいしかり」を小学6年生に配付しています。なお、初版が平成27年と、すでに7年が経過していることから、今後の見通しに掲載のとおり、条例制定10周年を迎える令和5年度に向けて現状に即した掲載内容となるよう見直しを行う予定です。こちらは、後ほど出てきます手話出前講座運営委員会の中で検討をしていきます。

次に「ウ 市職員対象の手話研修会」では、「① 全職員受講対象の各研修会」を実施しています。現在は、4月に新入職員向けの研修、その後、主に若手職員向けの初級研修、初級研修受講者を対象としたフォローアップ研修という流れで実施しています。

次に「エ 事業所向け手話研修会」では、「① 事業所等での手話研修会」を実施しています。手話出前講座の内容をベースに、それぞれの事業所に特化した内容にアレンジして実施しています。

次に「オ 小中学校での手話出前授業」では、「① 小中学校での手話出前授業」を実施していま

す。青山委員所属の石狩市校長会のご協力により、実績欄に記載のとおり、令和4年度は市内全小中学校の全学年で実施を予定しています。小学1年生から中学3年生まで、それぞれの学年に応じたプログラムにより実施しています。私も参加させていただいていますが、今授業を受けている児童生徒が大人になったころには、石狩市の地域社会全体が、もっともつと聞こえない人や手話への理解を深め、お互いを認め合う共生社会が実現しているものと感じております。

次に「カ 市民が手話に楽しむためのイベント」では、2つの事業を実施しています。

「① 石狩手話フェスタ」では、杉本委員所属の石狩聴力障害者協会、大室委員所属の北海道手話通訳問題研究会道央支部石狩班、神委員所属の手話サークル「ミズバショウ」、玉手委員所属の石狩ひまわり手輪の会、それから要約筆記サークルと市が実行委員会を組織し、毎年実施しています。令和2年度令和3年度はコロナの影響で中止していましたが、令和4年度はコロナ対策をしっかりと行ったうえで、例年から内容を変更しステージ発表のみとしたことで3年ぶりに開催することができました。

「② 映画「咲む」上映会」では、こちらも手話フェスタと同じ構成で実行委員会を組織し、令和3年度に実施しました。こちらは単年度事業のため、継続は予定していません。

次に「キ 手話の普及啓発等の仕組みづくり」では、6つの事業を実施しています。

「① 石狩市手話出前講座運営委員会の設置」では、杉本委員、大室委員、神委員にご参加いただき、月に1度、出前講座や出前授業の内容などについて検討を行っています。

「② 広報表紙等での手話表現の掲載」「③ワンポイント手話の掲示」「⑤手話動画の放映」「⑥市民図書館での手話コーナー設置」では、手話に慣れ親しむ機会を提供することを目的に、それぞれの手法で実施しています。

「④ 災害時支援バンダナの配布」では、災害時の避難所において、聞こえないことあるいは手話通訳ができることを目で見えて判断できるようなバンダナを作成しています。こちらは、対象者に配付しているほか、市内40カ所の指定避難所に備蓄品として保管しています。

続いて、「2 情報取得と環境づくり」には、アからウまで3つの施策があります。

まず「ア 手話による行政情報の発信」では、3つの事業を実施しています。

「①市議会映像のワイプ挿入」「②地区防災ガイドに二次元コード添付」では、それぞれの手法で情報保障をしています。

「③新型コロナワクチン接種に関する支援」では、予約時及び接種時に手話通訳者を派遣し安心してワクチン接種できる環境を保障しています。

次に、「イ ICTを活用した環境づくり」では、3つの事業を実施しています。

「①遠隔手話通訳サービス」「②電話リレーサービス」「③NET119緊急通報システム」では、それぞれのサービス内容やシステムを利用することで、聞こえない人が安心して日常生活を送ることが出来るよう環境づくりをしています。なお、実績欄に記載のとおり、他の事業同様、令和2

年度はコロナの影響を受けて件数が減っていますが、令和3年度は社会の動き出しと比例し件数が増えてきています。

次に、「ウ 聞こえない子どもや保護者への支援」では、5つの事業を実施しています。この項目は、提言を受けて新たに設定した項目となります。

「①新生児聴覚検査費助成事業」では、聞こえについての障がいの早期発見を目的に、出生後に実施する検査費用の一部を助成しています。こちらは、ほぼ全ての新生児が検査を受けています。

「②言語聴覚士による相談受付」では、市の言語聴覚士が面談や遊びの中から発音について問題点を発見し、該当されるお子さんについては、北海道の専門機関につなげています。

「③日常生活用具の展示説明」では、手話フェスタ内の1ブースとして、業者さんに補聴器の説明をしていただき、聞こえにくい人の相談につなげています。令和2年度令和3年度は手話フェスタ自体が中止、令和4年度においてはコロナ対策のためステージ発表のみとしたため、展示説明は中止しています。

「④ペアレントメンターの配置」は令和4年度からの新規事業です。こちらは、身近な存在として障がいのあるお子さんを育てた経験のある保護者が相談相手となり、家族全体を支援していく事業です。現在、石狩市には聴覚障がいに対応できるペアレントメンターがいないため、ペアレントメンター制度の周知に努めてまいります。

「⑤パンフレットの周知」は、前期懇話会の中で出た意見で、令和3年度よりすぐに実施させていただきました。

最後に「3 意思疎通支援の拡充」には、アからウまで3つの施策があります。

まず「ア 手話通訳者の人材育成」では、2つの事業を実施しています。

「①登録手話通訳者の研修会」では、通訳技術向上や健康対策などについて、登録手話通訳者さんと専任手話通訳者が情報共有や意見交換を実施しています。

「②手話通訳者養成講座」は大きく分けて2段階あり、一般の市民を対象にした初級手話講習会で、手話で日常会話ができるよう学んでいただき、その後、手話サークルへの参加につながるよう取組んでいます。次に、手話通訳者を志す方を対象に養成講座を実施しています。

次に「イ 手話通訳者の環境整備」では、3つの事業を実施しています。

「①専任手話通訳者の雇用形態」では、法律の改正に準じ給与面や福利厚生面の改善を図っています。

「②自家用車の公用使用」「③タクシーチケットの配布」では、さまざまな通訳依頼に対応するため、交通環境の整備を行っています。

次に「ウ 手話通訳派遣制度のあり方の検証」では、「①手話通訳者派遣制度」を実施しています。聞こえない人の自立と社会参加を促すことを目的とし、さまざまな通訳依頼に対応しています。なお、実績欄に記載のとおり、他の事業同様、令和2年度はコロナの影響を受けて件数が減

っていますが、令和3年度は社会の動き出しと比例し件数が増えてきています。
以上が、施策の推進方針見直し後の施策事業の実施状況となります。

【澤田会長】

改めて見ると、非常にたくさんの施策事業に取り組んでいることが分かりますね。
皆さん質問はございますか。
質問がなければ、ここで10分休憩を取ります。

==10分休憩==

<協議事項> 2 施策の推進方針見直し後の事業展開について

【澤田会長】

次に、協議事項2 施策の推進方針見直し後の事業展開について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

休憩前に説明させていただきました、前期の懇話会から市に提出された石狩市手話基本条例推進懇話会提言書や見直し後の施策の推進方針にかかる事業の実施状況に基づき、今後の手話施策等を更に推進するためご議論いただきたいと思います。

議論は本日のみではなく来年度も継続して行い、その都度すぐに実施できる施策事業はすぐに対応させていただきますが、最終的に懇話会としての意見をまとめていきたいと思っています。

本日は、全体をとおしてざくばらんにご議論いただき、次回以降は本日出たご意見を踏まえ、ポイントを絞ってさらに深い議論へと進めていきたいと思っていますので、それぞれの所属団体からの視点だったり、広く市民としての視点だったり、いろいろとさまざまな意見交換をしていただければと思います。

【澤田会長】

ご意見ある方はいらっしゃいますか。

前回の懇話会も委員をされていた方からお聞きしたいのですが、中副会長どうでしょうか。

【中副会長】

手話は言語である。ということは、国会でも議論されています。皆さんご存じかと思いますが、5月19日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が可決されました。さまざまな障がいを持った方に対し情報をきちんと伝えることを目的としています。私たちろうあ連盟だけではなく、他の当事者団体や行政、民間企業など幅広く取組んでいくことが必要であると思います。

企業で例えると、もしも社員に聞こえない人がいた場合は、企業が責任を持って手話通訳を依頼し、聞こえない人に情報を伝える体制を整えることが必要になります。

私は、以前石狩市内の企業で働いていたのですが、聞こえないということについて理解をしてもらうために、さまざまな提案をしてきました。少しずつでも取組んで進めていくことが必要です。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されたので終わりということではなく、手話言語法が制定されるよう取組んでいきたいと思っています。

【澤田会長】

情報コミュニケーションの部分もちろん必要なのですが、石狩市で手話言語条例が出来た原点は、手話は言語である。ということを確認理解してもらうことです。

中副会長が仰るとおり、まずは地域で取組んでいくことが手話言語法の制定にも繋がっていくのかと思います。

【玉手委員】

石狩市の広報に専任手話通訳者の募集の記事が掲載されていました。法律の関係で掲載されると聞いたのですが、今現在、専任手話通訳者として勤めている方がいるのに募集をしなくてはならないということにショックを受けました。

中副会長が仰っていた法律が制定されたので、状況が変わるのかもしれませんが、手話を言語と認め手話基本条例を定めた石狩市でも、専任手話通訳者の職の安定を保証できないというのは矛盾しているように思います。

【事務局：山本】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話言語法が制定されても、この部分には影響がありません。専任手話通訳者を毎年募集しているのは、地方自治法や地方公務員法の改正により会計年度任用職員という制度に変わったためです。

毎年募集は行いますが、応募回数に制限はなく、今務めている方に募集をしていただければ、もちろん選考をした上ですが、継続して採用することが可能です。

【玉手委員】

以前は非常勤職員という身分で採用されていて、私は札幌市で働いていました。

札幌市は定年まで働けたのですが、3年間で終了する自治体があったり、対応は異なっていました。

制度が変わって、給料面や福利厚生面で以前よりはよくなっているのかもしれませんが、職の安定の面からも、このことについて改善できるよう全日本ろうあ連盟に取り組んでいただきたいと思っています。

もしも自分が当事者として働いていたとしたら、非常に不満がある制度だなと思いました。

【杉本委員】

小中学校を中心に、シニアクラブや教職員の研修会などで、手話の出前講座を実施してきました。ただ、企業を対象にすることがほとんどなく、なかなか広がっていきません。

この部分は、今後力を入れて進めるべきだと思っています。

【澤田会長】

石狩市の企業は、大きく分けると石狩湾新港地域の企業と新港が出来る前からある企業の2つに分かれるのですが、杉本委員の仰るとおり、ここにアクションを起こしていくことも必要ですね。

【長縄委員】

出前講座副教材の件で質問です。

「手話でこんにちは」と「手話でつながるいしかり」ですが、小学3年生と小学6年生に配付と記載されていますが、この冊子を全学年に配付するのは難しいとしても、他の学年には別の資料を配布したりすることも考えられると思います。小学3年生と小学6年生にのみ配布する理由は何かあるのでしょうか。

【神委員】

「手話でこんにちは」では、比較的簡単でやさしい表現を使用して聞こえないことや手話言語について説明をしています。

手話出前授業のカリキュラムの中で、小学3年生には自己紹介について学んでもらって、実際に手話で自己紹介をする場面があります。冊子には指文字が掲載されていますので、それを見て指文字にも興味を持ってもらおう。また、冊子は配布して終わるのではなく、その他の学年の手話出前授業の時にも、「今話したことは、以前配布した冊子にも書かれているので、読んでくださいね。」と説明しています。

一方、「手話でつながるいしかり」では、条例のことや目指す社会について説明をしています。小学6年生のカリキュラムで、手話基本条例についての講義がありますので、その際に配付して一緒に学んでもらっています。

そのようなことから、小学3年生と小学6年生にそれぞれ配布しています。

【長縄委員】

分かりました。ありがとうございます。

【神委員】

以前、友人から「見えないことや車イスを使うことの体験する場はあるけど、聞こえないことを体験する場はないよね。」と言われたことがあります。

例えば、イベントなどでそういった体験をするブースをつくることは出来ないのかなと思いました。

【事務局：山本】

イヤーマフという発達障がいのある方で聴覚や感覚過敏のある方が使用する耳につけて防音するものがあります。

昨年度の懇話会でお話しさせていただきましたが、りんくるでの防災訓練の際に聞こえる人にイヤーマフを付けてもらい外部からの音を遮断したうえで、専任手話通訳者が誘導するといった訓練を行いました。

神委員が仰ったとおり、イベントなどで体験ブースを設置して、そこから聞こえないことについて理解を深めていただくことも可能なのかなと思いました。

【澤田会長】

来年度、ふれあい広場が復活出来たら、ぜひ実現したいですね。

青山委員にお聞きしますが、これまで耳の聞こえないお子さんに授業などを教えたことはありませんか。

【青山委員】

現在、学校現場では、それぞれの障がいの特性に応じて合理的配慮をするよう取り組んでいます。これまで私の勤務してきた学校では、耳の聞こえないお子さんはいませんでした。出来ることを精一杯考えて対応していきます。

【大室委員】

私の所属する北海道手話通訳問題研修会では、市役所で手話カフェを開催しています。

これまでのお客さんは市の職員ばかりだったのですが、先日、初めて一般市民の方が来てくれました。手話に興味を持っている方だったので、サークルに誘って見学をしてもらっているところ
です。

手話が少しずつ浸透してきているのかなと思いました。

【澤田会長】

ありがとうございました。

次回は 10 月ということなので、新年度が始まって半年が経過したことになります。

次回の会議では、施策事業の進行管理も含めて、本日いただいた意見についてさらに議論を深めて
いきたいと思います。

◇その他

【澤田会長】

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局：山本】

ご議論いただきありがとうございました。

本日いただいたご意見は、特に手話に関する普及啓発のご意見が多かったのかなと思っています。
普及啓発に関する部分と提言書に記載されていてまだ実施していない事業について、次回ご議論
いただければと思います。

冒頭、澤田会長が挨拶で仰っていましたが、さまざまなご意見をいただく中で、そのまますべて
実施出来なくても、出来ることから検討させていただきますので、次回以降も忌憚のないご意見
をお願いします。

次回は 10 月 21 日（金）の開催とさせていただきます。よろしくお願いします。

【事務局：高井】

それでは、長時間にわたってのご議論、ありがとうございました

以上をもちまして、令和 4 年度第 1 回石狩市手話基本条例推進懇話会を終了します

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和4年7月28日

石狩市手話基本条例推進懇話会

会 長 澤 田 茂 明